別記様式２

生産行程管理業務規程

作成日：令和３年６月１日
更新日：令和５年４月１日

１　作成者

住所（フリガナ）：（〒441-8124）愛知県豊橋市野依町字西川5
（アイチケントヨハシシノヨリチョウアザニシカワ）

名称（フリガナ）：豊橋農業協同組合
（トヨハシノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長　伊藤　友之

ウェブサイトのアドレス：http://www.ja-toyohashi.com

２　農林水産物等の区分

区分名：第１類　農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（冬瓜）

３　農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：豊橋なんぶとうがん（トヨハシナンブトウガン）、
Toyohashi Nambu Tougan

４　明細書の変更

豊橋農業協同組合（以下「組合」という。）は、法第16条第１項の変更の登録を受けたときは当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

５　明細書適合性の確認

（１）品種の確認

組合は、生産者から「注文用紙」により種子の注文を受け、それに基づいて種子を配布し「管理表」に記録する。

（２）栽培・出荷調整の方法

組合は、生産者に「定植調査票」及び「生産行程管理確認書」を出荷開始までに提出させ、記録内容を確認することで、ほ場、栽培の方法を遵守しているかを確認するとともに、栽培期間中に生産者のほ場を巡回し、栽培の方法を遵守しているかを確認し、「現地巡回記録簿」に記録する。

（３）出荷規格・最終製品の確認

組合は、前期（２）で生産者に提出させた「生産行程管理確認書」により記録内容を確認するとともに、全生産者に対して出荷毎にサンプル検査を行い、出荷規格

及び最終製品を確認し、「検査チェック表」に記録する。「検査チェック表」は、月毎に「検査日誌集計」に取りまとめる。

（４）臨時の調査

組合は、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施する。

６　明細書適合性の指導

（１）組合は、生産者に対し「豊橋なんぶとうがん」の生産に関する技術情報の周知徹底を図り、明細書に記載された生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者に対し「豊橋なんぶとうがん」としての出荷を禁止する。

（２）組合は、毎年、出荷開始前を含む必要な時期に生産者を集めて目揃会を開催し、明細書に記載の生産方法や出荷規格、選別基準について確認し、指導する。

７　地理的表示等の使用の確認

（１）組合は、前記５の確認時において、明細書に記載の生産方法の各基準をいずれも満たしている冬瓜についてのみ地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」及び登録標章が使用されているかを確認する。

この際、地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」及び登録標章を使用している包装等についても確認する。

（２）組合は、（１）の確認の際に以下の冬瓜がないかも確認する。

ア　明細書の基準を満たしていない冬瓜であるにもかかわらず、地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」及び登録標章が使用されている冬瓜

イ　地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」のみが使用されている冬瓜

ウ　登録標章のみが使用されている冬瓜

エ　地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている冬瓜

８　地理的表示等の使用の指導

（１）組合は、前記７の確認の際に以下に該当する場合は、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者に対し「豊橋なんぶとうがん」としての出荷を禁止する。

ア　明細書の各基準を満たしていない冬瓜であるにもかかわらず、地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」及び登録標章が使用されている場合

イ　地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」のみが使用されている場合

ウ　登録標章のみが使用されている場合

エ　地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

（２）組合は、全体会議の機会において、地理的表示である「豊橋なんぶとうがん」及び登録標章（GI マーク）の適正な使用について周知徹底を図る。

９　実績報告書の作成等

豊橋農業協同組合は、１月１日から12月31日までを一年度とし、年度終了後２か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

（１）特定農林水産物等審査要領別途5「生産行程管理業務審査基準」により作成した生産行程管理業務実績報告書

（２）生産行程管理業務の対応実績が分かる資料
組合が作成した「総括表」（地理的表示等の使用の状況の記録を含む）

（３）提出時における最新の明細書

（４）提出時における最新の生産行程管理業務規程

10　実績報告書等の保存

組合は、前記９（２）において提出した書類に加えて、以下の書類を組合において、その提出の日から5年間保存するものとする。

ア　注文用紙
イ　管理表
ウ　定植調査票
エ　現地巡回記録簿
オ　生産行程管理確認書
カ　検査チェック表
キ　検査日誌集計
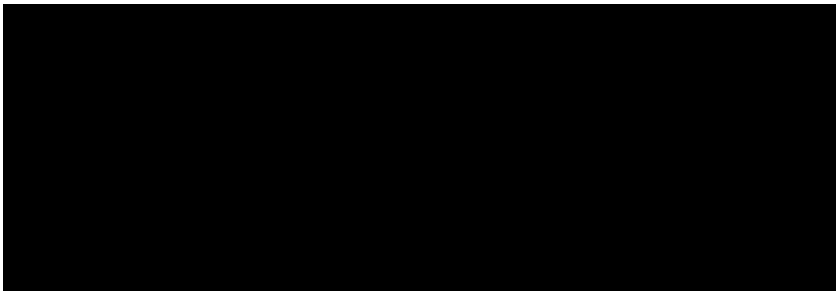
11　連絡先